マイナンバーカード交付円滑化計画について

R3.2.16 DX 推進本部会議 戸籍住民課資料

1. 交付円滑化計画の概要

政府は令和5年3月までに全国民のマイナンバーカード保有を目標に掲げ、令和元年9月に各自治体に対してマイナンバーカード交付円滑化計画の策定を指示した。各自治体は目標達成のため、マイナンバーカードの申請件数増加に資する取組みを実施し、同時に交付件数の増加に対応できる体制の整備を図ることが求められることとなった。

2. 和光市の現状

現在当市のマイナンバーカード交付率は埼玉県内 63 市町村中 1 位で、人口約 84,000 人のうち 30.06%が保有している状況である。政府としてもマイナンバーカード保有率アップの取組みを強化しており、令和 3 年 1 月よりマイナンバーカード未取得者に対して国が直接申請書を送付し、加えてマイナポイントのポイント付与のキャンペーン等も実施している。こういった政府の取組みを受け、今後更なる交付件数の増加が見込まれることから、当市においても以下のとおり交付体制の強化を図った。

【交付体制の強化の内容】

- ・庁舎3階第一委員会室に臨時窓口(受付窓口4、交付窓口3、顔写真撮影スペース、マイナポイント申請サポートスペース)を設置した。
- ・令和3年2月より会計年度任用職員を4名から8名に増員した。令和3年4月に更に2名増員し、10名体制とする予定。
- ・交付等に必要な端末等の増設及びコピー機やプリンター等を新たに設置した。

3. 今後の展望及び協力依頼について

前述のとおり、政府は全国民のマイナンバーカード保有を目標としており、当市の未保有者約 60,000 人が申請待機している状況である。また、政府は今後、健康保険証機能に加えて各種機能の追加を検討しており、マイナンバーカードの重要性や機能の複雑化が高まるものと思われる。このような状況に対応していくためには、戸籍住民課の担当業務という枠を超え、全庁的な課題として対応していくことが必要となるもと考えるため以下の点について協力及び検討を依頼したい。

- ① 申請促進の周知広報 申請件数アップのため、各公共施設において広報配布物の設置等を行う。
- ② 職員のマイナンバーカード取得促進 マイナンバーカードを取得していない職員に対して、申請の呼びかけを行い取得率向上を図る。
- ③ 恒久的な交付会場の確保

第一委員会室の使用許可は令和3年3月までであり、4月以降は4階の運転手控室に移動予定である。 マイナンバーカードには有効期限が設定されており、仮に全市民が保有するに至ってもカード及び内蔵 されている電子証明書の更新が必要となる。それらに対応する業務は恒常的に一定数発生することから、 恒久的な交付会場の確保が必要。

